

入 札 約 款

(目 的)

第1条 四街道市の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入 札 等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案等に疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、市様式により作成するものとし、入札者の職氏名等を表記し、公告に示した時刻までに入札執行者の指示により、封入の上、入札箱に投入しなければならない。

なお、郵送による入札書の提出は、認めない。

3 入札参加者は代理人により入札を行うときは、市様式による委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札前に市様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 当該入札を実施する入札執行者より、指示のある時は、初度入札において、見積内訳書を提出しなければならない。

(入 札 辞 退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、市指定用紙による入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けることはない。

(入 札 の 取 り や め 等)

第4条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無 効 と な る 入 札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 記名押印を欠く入札

(2) 金額を訂正した入札

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(4) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）

第6条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、支出の原因となる契約のうち低入札価格調査制度の適用のある契約については、最低価格入札者であっても落札者とならないことがある。

また、低入札価格調査に該当したときは、事情聴取等に協力すること。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表する入札については、再度の入札を行わない。

- 2 再度入札の回数は、原則として1回とする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

なお、第5条第1項第4号から第9号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

（契約の締結）

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

（異議の申立）

第10条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第11条 入札執行者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

- 附 則 この約款は、平成7年4月1日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成16年8月5日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成19年6月1日から施行する。
- 附 則 この約款は、平成22年4月1日から施行する。